

福祉公安委員会会議記録（第1号）

令和5年 6月29日

福島県議会

1 日時

令和5年 6月29日（木曜）

午前 10時59分 開会

午後 1時58分 散会

2 場所

福祉公安委員会室

3 会議に付した事件

別添「議案付託表」及び「請願調書」のとおり

4 出席委員

委員長	安部泰男	副委員長	山口信雄
委員	亀岡義尚	委員	長尾トモ子
委員	佐藤政隆	委員	遊佐久男
委員	佐久間俊男	委員	荒秀一
委員	鈴木優樹		

5 議事の経過概要

（午前 10時59分 開会）

安部泰男委員長

ただいま出席委員が定足数に達しているので、これより福祉公安委員会を開会する。

初めに、会議録署名委員の指名であるが、委員長指名で異議ないか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

安部泰男委員長

異議ないと認め、佐藤政隆委員、荒秀一委員を指名する。

今回、本委員会に付託された案件は、知事提出議案第1号のうち本委員会所管分

外 7 件、議員提出議案第197号外 2 件及び請願 2 件である。

また、陳情一覧表を手元に配付している。

続いて、審査日程については、手元に配付の審査日程（案）のとおり進めたいが、異議ないか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

安部泰男委員長

異議ないと認め、そのように進める。

これより保健福祉部の審査に入る。

この際、本委員会の担当書記に異動があったので紹介する。

議事課松本主事である。

政務調査課鈴木主査である。

続いて、先般の人事異動により執行部に異動があったので、新任者を紹介願う。

（次長以上の新任者は自己紹介、その他の新任者は政策監より紹介）

安部泰男委員長

以上で紹介を終わる。

これより議案の審査に入る。

本委員会に付託された知事提出議案第 1 号のうち本委員会所管分外 6 件を一括議題とする。

直ちに、保健福祉部長の説明を求める。

保健福祉部長

（別紙「6 月県議会定例会福祉公安委員会保健福祉部長説明要旨」により説明）

安部泰男委員長

続いて、こども未来局長の説明を求める。

こども未来局長

（別紙「6 月県議会定例会福祉公安委員会こども未来局長説明要旨」により説明）

安部泰男委員長

続いて、保健福祉総務課長の説明を求める。

保健福祉総務課長

（別紙「議案説明資料」により説明）

安部泰男委員長

続いて、地域医療課長の説明を求める。

地域医療課長

(別紙「議案説明資料」により説明)

安部泰男委員長

続いて、児童家庭課長の説明を求める。

児童家庭課長

(別紙「議案説明資料」により説明)

安部泰男委員長

以上で説明が終わったため、これより議案に対する質疑に入る。

質疑のある方は発言願う。

佐久間俊男委員

保13ページの社会福祉施設災害復旧費について、国の災害査定等を含めて様々に奔走した結果の増額補正だと思っており、感謝を述べる。確認するが、当該復旧費は令和4年3月の福島県沖地震と同年8月の水害等に係る被害箇所全てに対応できる予算と認識してよいか。

高齢福祉課長

今回の増額補正は、主に令和4年3月の福島県沖地震による被害箇所分である。昨年度から復旧工事と災害査定を同時並行で進めており、16施設は昨年度中に交付決定まで完了しているが、20施設は今年度に繰り越している。この20施設については、昨年度と同様に復旧工事と災害査定を同時並行で進める予定であり、年末頃までにはおおむね全ての工事が完了する見込みである。

また、同年8月の水害による被災分は、喜多方市の高齢者施設1件を予定している。当該施設も復旧工事と災害査定を同時並行で進める予定で補正予算を計上しているが、おおむね今年度中には工事が完了する見込みと聞いている。なお、基本的に今回の補正予算への計上分で全ての被害箇所に対応している。

佐久間俊男委員

改めて感謝を述べて質疑を終わる。

荒秀一委員

先ほど部長説明でも触れていた保2ページの3物価高騰対応生活困窮世帯緊急支援事業について、光熱水費等を支援する市町村への補助との説明があったが、補助

基準や審査方法などを詳しく聞く。

社会福祉課長

委員指摘のとおり、当該事業は光熱水費等を支援する市町村に対して補助を行う事業であり、補助対象は昨年度と同様、住民税の非課税世帯で、かつ高齢者世帯や障がい者世帯などとしている。想定数は約12万2,000世帯で、1世帯当たりの補助上限額は6,000円、そのうち2分の1を県が補助する。

荒秀一委員

補助対象は昨年度と同様とのことだが、補助額も昨年度と同額との理解でよいか。

社会福祉課長

昨年度は1世帯につき7,000円の2分の1に当たる3,500円の補助を行い、全市町村のうち49市町村から補助申請があった。物価高騰の内容も踏まえ、今回は6,000円の2分の1に当たる3,000円を補助額として補正予算に計上している。

荒秀一委員

昨今の物価高騰で非常に大変な現状を鑑みて当該事業を増額計上したようで、心から感謝を述べる。今後における今回と同様の補正の実施について、当然各市町村からの要望等を踏まえて判断すると思うが、調整は行っているのか。

社会福祉課長

当該補助事業は年間の物価高騰における必要分と考えており、今後の補正における増額計上は予定していない。なお、今回の補正予算の議決後に、当該補助事業について各市町村に周知予定である。事前アンケートによると、独自の支援を行う4市町村は当該補助事業の申請予定がないと聞いているが、それ以外の市町村は申請する、もしくは検討中とのことであるため、各市町村から補助申請が来ると見込んでいる。

荒秀一委員

申請を見込んでいる市町村のみに周知予定なのか。

社会福祉課長

全市町村に周知予定だが、補助事業の活用は各市町村が判断する。

長尾トモ子委員

昨今の物価や光熱水費等の高騰の影響を踏まえた、子供、高齢者、障がい者の各社会福祉施設に対する補助には助けられている。この補助に係る基準を聞くが、施

設に対してか、それとも入所人数に対してか。

高齢福祉課長

高齢者施設について、入所系施設では1事業所当たり基礎額8万円に入所定員1人当たり1万円の加算を想定している。複合型施設でも同様に、基礎額に入所定員当たりの加算や車両燃料費の定額2万円加算を予定している。なお、通所訪問系サービスは定員がないため、1事業所当たりの基礎額に加えて車両燃料費相当額の定額補助を想定している。

昨年度も同様に高齢者施設を対象として燃料や物価高騰等への補助を行っていたが、実績ベースによる請求方法を取っていたため事業者から請求手続が大変との声を受け、今年度は昨年度の実績を基に定額の単価を設定し、昨年度とあまり遜色のない金額で補助できるよう積算して補正予算に計上している。

長尾トモ子委員

議案説明資料には予算額しか記載がなく積算基準が分からなかったため聞いた。やはりしっかりした積算根拠が大事と感じた。

次に、コロナ禍は落ち着いたようでよかったものの、コロナ関係予算に大分執行残が発生しているようだが、この執行残はどうなるのか。

保健福祉総務課長

委員指摘の執行残は、先ほど説明したとおり財源更正により県全体で振り替えている。

長尾トモ子委員

コロナ対策の様々な事業にまだ予算が必要との声も聞くため、執行部が知恵を出して有効に活用するよう願う。

佐藤政隆委員

高齢者施設等の物価高騰対策事業について、先ほどの説明では前年度の実績によっては該当しなかった施設があるようだが、今回の分でどの程度の対象増が見込まれるのか。

高齢福祉課長

昨年度時点の支払実績ベースで567法人、2,000事業所、約3億円の支払いを終えたが、執行残を繰り越しており、現在も継続して申請を受け付けている状況である。今回の補正予算で計上した分の申請はこれからだが、前年度の実績にかかわらず、

物価高騰等の影響が見込まれる施設ごとに定額で支給する予定である。昨年度の実績で差額が出ず対象にならなかった事業者も、基本的には申請があれば対象になるため、今年度は対象になる分があると思う。実績ベースの方が金額が大きかったという事業者も当然出てくると思うが、今回は利便性と早期の支給を優先し、定額制での支給を想定している。

佐藤政隆委員

昨年度は実績ベースで対象外となった事業所についても今回は定額支給の対象になるとの説明であり、その場合でも実績報告を求めると思うが、返還等は生じるのか。

高齢福祉課長

昨年度も物価高騰等による差額の全額を補助したわけではなく、上限を定めて差額の2分の1程度を支援しており、急激な高騰に対し激変緩和措置として補助する形を取っているため、その後の返還等を求めることは想定していない。

長尾トモ子委員

保41ページの議案第6号について、改正の内容は「浜通り関係市町村等の病院に対する従業員の員数の特例について、適用期間を3年間延長する」とのことだが、通常ベースと特例の場合の各員数など詳しく聞く。

また、こども家庭庁の発足に伴い、厚生労働省における子供関係の事務がこども家庭庁に移管された。こども家庭庁における「こども」は基本的に18歳までの者を念頭に置いているようだが、例えば児童養護施設では18歳を過ぎた20歳頃まで入所延長が可能である。18歳を過ぎても様々な支援を要するケースがあるが、どのように捉えているか。

地域医療課長

福島県医療法施行条例の改正に伴う特例措置の具体的な負担軽減内容について、被災地域においては基本的に90%、医師の配置基準の1割減でよいとの運用になっている。この1割減の運用は認定復興推進計画の本体に記載されており、当該計画は内閣総理大臣からの認定を受け、今回関係条例を改正するものである。

児童家庭課長

児童の年齢の考え方について、委員指摘のとおり最近ケアリーパーが施設の退所後にいかに自立して生活できるかが問題になっている。例えば自立支援ホームなど

では、ある程度柔軟な対応を取るとの方向が示されているため、施設入所の考え方については国の方針を待って対応を検討していきたいと考えている。

荒秀一委員

2点聞く。まず、保4ページの1新型コロナウイルス対策事業について、先ほど部長から「感染者が発生した介護サービス事業所等に対して、職員の確保や消毒など通常の介護サービスの提供時では想定されないかかり増し経費等を補助する」との説明があったが、補正予算の計上に至った状況を聞く。あわせて、補助対象なども詳しく説明願う。

また、保49ページの議案第9号について、条文新旧対照表における第6条第9項は「入所している」から「通所している」と変更されているが、入所と通所では意味が異なると思うため、違いを聞く。

高齢福祉課長

新型コロナウイルス対策事業について、当該事業はコロナ関係のかかり増し費用への支援として、高齢者施設で陽性者が確認された場合に消毒、清掃、廃棄物の処理や人材を急遽確保するための割増しに係る費用、施設内で療養する場合に必要なかかり増し費用等の補助を行う。昨年度の実績252件に係る約3億円は既に支出済みだが、そのほかに約2億円を今年度に繰り越して現在も支払い手続を継続している。昨年度中に支払いを終えたのは主に年度前半の発生分であり、第7、8波の影響による後半分は申請額の大幅な増加が見込まれたことから、今回の補正予算に計上している。

また、昨年度の最終予算は繰越し分も含めて約5億円となっているが、第7、8波の影響を受けた高齢者施設等からの申請を追加すると合計約14億円になると見込んでおり、差額分の約9億円を今回の補正で増額計上している。

児童家庭課長

議案第9号における委員指摘の点について、もともと条例自体が指定通所支援の事業等を行うものであり、「2 改正の内容」に「(2) 官報の誤りに伴う改正」と記載している。間違っていた官報が修正されたことから、県の条例も改正することとした。

荒秀一委員

官報の誤りについては了解した。



また、新型コロナウイルス対策事業について、今後の感染状況を予想しながら施設内でも十分な対策を行っていくと思うが、介護施設や事業所等では基本的に対策を継続していくと考えてよいか。

高齢福祉課長

今回の補正計上分は基本的に昨年度中に対応した分であり、今年度新たに発生した分の補助についても国から継続と情報が来ており、今後申請を受け付ける。現在感染状況は落ち着いているが、今年度発生した分についても当初予算で約4億円程度計上しているため、対応していきたい。また、高齢者施設は感染リスクの高い高齢者の入所が多いことから、感染対策は継続していく方向である。

佐久間俊男委員

保12ページの1 薬局物価高騰対策事業が約9,400万円増額補正されているが、当該事業は処方された薬に対する支援なのか、それとも薬局の電気代等に対する支援なのか。累計金額も約18億円となっているため、今回の補正内容も含めて詳しく聞く。

薬務課長

今回の増額補正は、原油高による電気代等の光熱費の高騰を支援するものである。保険薬局は公定価格で調剤するため調剤価格への上乗せが難しいことから、電気代等の補助を行う。

安部泰男委員長

ほかにないか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

安部泰男委員長

なければ、以上で議案に対する質疑を終結する。

ここで暫時休憩する。

再開は、午後1時とする。

(午前 11時59分 休憩)

(午後 1時 開議)

安部泰男委員長

再開する。

これより一般的事項に対する質問に入る。

質問のある方は発言願う。

荒秀一委員

今定例会の一般質問でも触れられていた少子化対策について聞く。結婚応援に係る様々な支援が行われているが、特に出会いの場を設けることについては、昔でいう仲人のような存在の世話やき人や、県のオンライン型の紹介システム「はび福なび」のほか、各市町村の事業に対しても支援を行うとの考えが示された。一方で、NPO法人等でも様々な活動を行っていると思うが、その辺りも含めて現状を聞く。

こども・青少年政策課長

県で開設しているふくしま結婚・子育て応援相談センターが中心となって様々な結婚支援施策を進めており、委員指摘のマッチングシステム「はび福なび」での出会いの場の提供や世話やき人が男女の出会いをコーディネートする取組を行っている。令和5年3月時点での実績だが、世話やき人による引き合わせ件数は延べ2,069件で、成婚まで至ったのが174件である。なお、はび福なびの登録者数は5年3月時点で1,630人、会員同士のお見合い成立件数は延べ7,798件で、成婚まで至ったのが64件と、着実に件数を伸ばしている。

加えて、今定例会の一般質問でもこども未来局長が答弁したが、今年度は新たに6市町村と合同で婚活イベントを実施する予定のほか、各市町村が独自に行う結婚支援の施策についても助成制度等を設けている。そのような様々な取組を進めながら、今後も希望がかなう環境づくりに取り組んでいきたい。

荒秀一委員

私も様々な若者と会うが、結婚願望のある比較的若い女性を含めて出会いの場がほしいとよく言われるため、そのような機会の創出が重要と思う。

一方で、結婚は大変プライベートな内容でもある。昔だと仲人が存在していたが、市町村単位による婚活支援はここ10年ぐらいの取組ではないか。県や各市町村が中心となって行う支援や事業等で認知度を高めることはもとより、ただ出会いの場を作るだけではなく、幸せなカップルや家庭を誕生させて一人一人が家庭を育めるようなアフターケアも含めて極めて難しい取組であると思う。先ほどの答弁でも成婚

との言葉が出たが、少子化の中で大変重要なキーワードだと思うため、その辺りも含めてこども未来局長の考えや思い等があれば聞く。

こども未来局長

委員指摘のとおり、人の考え方が非常に多様化してきているとの点で難しい部分があると思う一方、アンケート等によると出会いを求めている者も約7割いる。先ほどこども・青少年政策課長も希望をかなえると述べたが、希望がかない幸せな姿を見せることが次の希望につながると思うため、そのような好循環が何とか生まれるようにしっかり頑張っていきたい。

荒秀一委員

行政だけに頼るのでなく、我々も含めて率先して様々な仲介役を果たしていかなければいけないと思う。

次に、新型コロナウイルスが感染症法上の5類に移行したが、現場の医療機関はしっかり対応できる体制になっているのか。知事や各部局長も様々に動いていると思うが、改めて聞く。また、最近インフルエンザの罹患者が増えているような気がする。新型コロナウイルスの5類移行後の状況も含めて全体を見ていく必要があると思うが、流行に際して危惧すべき点があれば聞く。

感染症対策課長

委員指摘の体制について、福島県医師会や福島県立医科大学等の協力を得ながら、入院の受入れ医療機関や外来の診療体制は5類移行後も基本的に全ての医療機関で診てもらえる体制の構築を随時進めているところである。外来対応医療機関も拡充が進んでいるが、今後の感染拡大に向けてさらなる拡充を図っていきたいと考えている。

また、インフルエンザの流行状況について、毎週水曜日に定点当たりの報告数を公表しているが、本県は先週の定点当たりの報告数が0.74、その前の週が1.52であったので減少傾向にある。基本的にインフルエンザは定点当たり1以上で流行の兆しとしているため、先週時点で罹患動向は低くなっている。インフルエンザは全国的にも減少傾向にあり今後さらなる減少が期待できるが、RSウイルスや一般の風邪症状は増加傾向にあるため、新型コロナウイルスを含めた感染症対策の注意喚起を改めて行っていきたいと考えている。

荒秀一委員

5類移行後は当然どこの病院でも診察や治療が受けられると思うが、現場の医師や病院、診療所において受入れの準備は整っているのか。

さらに、マスク着用は個人の判断となったものの、手指消毒など感染予防だけでなく衛生管理の点からも功を奏していた対策があると思うが、それらは5類移行後も継続されるのか。ワクチンを含めて継続したほうがよい対策はあると思うが、その辺りの考えを聞く。

#### 地域医療課長

新型コロナウイルスに対応している医療機関数について、5類移行前は689だったが、5類移行後は直近6月26日時点で822と幅広い医療機関が受け入れている。県内には1,000以上の医療機関があるが、今後対応する医療機関で感染対策がまだ十分でない場合は、例えばHEPAフィルターつき空気清浄機の導入費用や基本的な感染防護に要するPPEマスク等の購入経費等支援を9月30日までの移行期間中も引き続き行っていく。また、感染拡大を懸念する医療機関に対しては、福島県立医科大学の感染制御アドバイザーの力を借りて、例えば患者や医療従事者の動線や受診時間を分けるなどの具体的な感染対策方法に係る助言を行うなど、対応可能な医療機関の拡大に努めている。

結果として医師自身が高齢であったり健康上の課題により診療できない場合には、県医師会や郡、市の各医師会の力を借りつつ、他の受診可能な医療機関をしっかりと紹介してもらうなど、患者を迷子にしないよう徹底している。

#### 感染症対策課長

衛生管理等の感染対策について、5類移行に当たり知事も述べたが、県としては委員指摘のとおり、マスクや手洗い、換気、密の回避、人と人との距離を空けるなど基本的な感染対策の有効性は変わらないと強調している。マスクをはじめ様々な対策は個人の判断とされているが、有効性を含めて各自が理解した上で選択することが重要であるため、引き続き周知を進めていきたい。

#### 鈴木優樹委員

今定例会の一般質問でも触れられていた周産期医療体制に関連して、福島市の福島赤十字病院が産婦人科の分娩対応を休止するとのニュースを最近見たが、これが与える影響と対応等について考えがあれば聞く。

#### 地域医療課長

委員指摘の内容は新聞等でも大きく報道されたが、もともと当該病院では産科医4人の体制で24時間の分娩対応を行ってきたところ、医師1人の退職により24時間安全な分娩体制が組めなくなったことから、来年3月をもって分娩の取扱いを一時休止とするというものである。年間の分娩取扱い実績は平均で約150件あったが、近隣の大原総合病院や福島県立医科大学で分娩の取扱いを受け入れる余力がまだある。さらに、福島県立医科大学においてはNICU等のより高度で専門的な医療を提供できる体制も整備されている。福島赤十字病院での新規の分娩取扱いは休止となるが、地域の周産期医療関係のネットワークを改めて確認し活用しながら新規の分娩の取扱いに支障がないようしっかりと対応している。

鈴木優樹委員

次に、保育所等における送迎用バスの安全装置について、公立だけでなく私立分も含まれると思うが、どの程度装備が進んでいるのか現状を聞く。

子育て支援課長

委員指摘の安全装置の装備状況について、今年4月下旬に県が4月1日時点の装備状況、その後国が5月中旬に5月15日現在と6月30日時点の予定を含む装備状況の照会を行い、保育所、認定こども園、幼稚園の3区分での装備状況を公表した。4月1日時点では15台で全装備義務付け対象バスに占める割合が3.9%、5月15日時点では74台で同割合が19.2%だったが、6月末時点では見込みも含め287台で同割合が74.5%まで上昇した。

鈴木優樹委員

装備費用に係る補助申請の詳細を聞く。

子育て支援課長

装備費用については、国が17万5,000円を補助上限額として導入を支援しており、既に装備した分も補助対象となる。

佐久間俊男委員

鈴木委員の質問に関連して、福島赤十字病院での分娩一時休止について聞く。県民の立場から述べると、当該病院は地域に根差した病院である。また、来年度は第八次福島県医療計画の策定年度と認識している。先ほどの局長説明でも本県の合計特殊出生率は前年比で0.09ポイント低下との説明があった。一方で、少子高齢社会に対応できる出産、子育ての切れ目のない支援は本県の一貫した方針であり、これ

からも変わることはないと思っている。その中で、大きな都市の福島市で切れ目のない支援を行おうとするときに、当該病院が分娩を一時休止することは県民にとって非常に打撃が大きいのではないかと。詳細は把握していないが、3人の医師がいても分娩の取扱いは難しいのか。福島県立医科大学や大原総合病院等と連携しながら続ける方法も当然検討されたと思うが、その辺りも含めて詳しく聞く。

#### 地域医療課長

委員指摘のとおり、地域で安心して生み育てていくことは少子高齢化対策の基本と考えているが、周産期医療に関しては少し特殊な事情がある。先ほど産科医の1人減と説明したが、周産期医療の場合は最新の統計でも6人に1人が分娩異常や出血、胎盤剥離等により緊急の対応を要する分娩になるなど困難なケースが多数存在するため、産科医のみならず麻酔科医などほかの専門的な医師による体制構築を必要とする。福島赤十字病院においては、様々な事情により産科医を含めた医療提供体制の維持が困難になってきた現状がある。

地域で安心して生み育てる環境の構築と並行して、ある程度の救急的な医療提供体制の維持も重要である。本県の周産期死亡率は残念ながら全国の中でも上位となっているため、まずは安全に産む環境の支援に限りある人的資源を集中して対応していく必要があると思っている。周産期医療については、通常の医療と異なる救急的な組織体制や役割分担が必要である点を理解願う。

#### 佐久間俊男委員

今の説明内容は十二分に理解している。特に周産期医療の維持、確保は出産する夫婦にとって安全・安心の大きな材料の一つであり、先ほど説明のあった本県がこれまで目指してきた環境のサポートもまさにそのとおりだと思っている。やはり安全・安心な周産期医療の充実が本県の若い世代や今後結婚する世代、結婚して出産間近な世代にとって、これまでもこれからも重要である。病院数が多いほうが当然安全・安心につながっていくわけで、我々も県民に聞かれたら説明に非常に苦勞する部分であり、子供を産めないという考えにつながっていくことを懸念する。第八次福島県医療計画をしっかりとした計画にするためにも、これまで以上に県が前面に立ち、特に周産期医療における人材の確保や環境維持など安全確保の部分で県民の信頼に応えていくよう要望する。

#### 長尾トモ子委員

本県の出生数が1万人を割ったとの報道があった。若者の数が少ない影響もあるかもしれないが、本来であれば拠点病院だけでなく各地区の病院で子供が産める環境が必要だと思う。確かに、産科医が少なくなっている状況は理解できるが、郡山市の岡崎バースクリニックなど病床数を増やす環境を整えてきた診療所もある。また、県では今年度も継続して、個人の診療所と病院を連携させる取組をしっかりと行うと聞いた。子供を1人でも産める環境に向かっていることには感謝を述べたい。しかし、長い歴史を有する福島赤十字病院における分娩取扱いが一時休止となり子供を産めなくなることは、本県にとって厳しいのではないかと。子供を大事にする福島県とうたっているのであれば、何らかの支援はなかったのか。

来月の福祉公安委員会県外調査で赤ちゃんポストを設置している熊本市の慈恵病院を訪問するが、同市内には年間約3,600件の分娩を取り扱う福田病院もある。なぜこんな数になるのか、県として実際の現場から情報を聞き取ることも重要ではないか。福島赤十字病院のような産科医不足ということであれば、何らかの形で県が様々に支援を行っていくことも大事ではないか。もちろん新型コロナウイルス対策に十分な予算を費やすこともありがたいが、分娩を取り扱う現場に対してしっかり支援を行うことが子供を生み育てやすい環境整備の一つになるのではないかと思うが、その辺りの本県及び他県の状況をどのように考えているか。

また、今後開校予定の安積中高一貫校に医学の基礎を学ぶ入門講座が新設されるようである。医師養成の大学でなく中高で医療等を学んでいくと思うため、今後が楽しみであるが、医師のみならず看護師や介護士等の医療人材育成も大事ではないか。昨年、全県下の高校生を対象とした医療人材育成のためのイベントがビッグパレットふくしまで2回開催された。参加者に病院や介護施設等を紹介して自分が勤務したいと思うところを見つけ出せるイベントで県からの補助金も出ていたと思うが、開催時期は冬だった。開催時期によってはもっと多くの来場者に医療や介護への意識を持たせることもできると思うが、どうか。

#### 地域医療課長

産科医の厳しい状況は全国的な傾向だが、一方で頑張っている医療機関も実際にある。委員指摘のとおり、今期は次期医療計画及び医師確保計画等関連計画の改定年次である。先行的なすばらしい取組等の情報収集も含め、あるべき周産期医療体制の構築に努めていく。

## 医療人材対策室長

医療人材の確保・育成について、今ほど地域医療課長から述べたとおり、今年度は第八次医療計画と並行して関連する医師確保計画や看護職員需給計画も両輪として策定を進めていく。

人材確保の点では3本の柱があるが、まずしっかりと人材確保と定着を図ること、次に医師であれば昨今問題になっている診療科の偏在に対して対策をしっかりと講ずること、最後にキャリア形成である。大学在学中や就職後のキャリア形成も重要だが、委員指摘のとおり小さいうちから医療に関してしっかりと興味を持ってもらうことも重要である。正しい認識と理念の下で勉学に励んでもらうことも含め、昨年度からは県立高校4校において医学に関する情報提供を行うコースを、今年度からは保健医療など看護分野も含めたコースを12校に設けた。

また、実際に従事する中での育成もさることながら、情報発信の着眼点や時期等についてはまさしく委員指摘のとおりである。秋冬の時期になると就職先や進路が一定程度決まってしまう学生等も多いことから、時期を前倒しする形で可能な限り就職の意思が明確化する時期にマッチングできるよう開催したいと考えている。ただし、今年2月に開催したイベントは、次年度3学年に進級する生徒を対象としていた。2学年時の3学期中にカリキュラムを設けていたものであり、効果が全くなかったわけではない。どの段階で情報を打ち込めば響くのか、事業効果も含めしっかりと着眼点を持って引き続き施策を進めていきたい。

## 長尾トモ子委員

今ほど答弁があったように、今まで行っていたから取り組むのではなく、今まで行っていた取組に対する問題点を改善していくことが大事である。県職員は数年ごとに異動があるが、現状を捉えた上で取組方法をしっかりと考え、小中学生のうちから意識を持たせることも重要であるため、よろしく願う。

## 安部泰男委員長

医療人材対策室長に聞く。今の答弁において小さいうちからカリキュラムを設けるとの説明があったが、小中学生からでよいか。

## 医療人材対策室長

委員長指摘のとおりである。なお、残念ながらコロナ禍のため昨年度まではオンライン形式で実施していたが、現在も小中学生を対象にオンデマンド形式でユーチ



ューブによる配信や学校への教材送付などの取組を順次進めている。可能ならば、将来的には実際の医療従事者が学校に赴いて直接児童生徒に講話する機会を設けられる環境を整えていきたいと考えている。

荒秀一委員

先日の福祉公安委員会県内調査において福島学園を訪問した際の様々な議論を思い出していたが、学校と福島学園の連携について、福島学園に入所すると学年が停止するような話も聞いた気がする。そうであれば改善すべきと思うため、その辺りについて現状も含めて聞く。

児童家庭課長

福島学園の教育の提供について、現在は割愛採用の教員と教員経験者など教員免許所持者が学園在学中の入所児童に対して児童福祉法に基づく教育を提供している。学校教育法において学校は地元の市町村が設置しなければならないと規定されており、福島学園が立地する須賀川市と小中学校の設置について協議しているが、現在須賀川市から方向性は示されていないため、引き続き須賀川市と協議を進めたい。

荒秀一委員

他の様々な事例を鑑みても、速やかに須賀川市と調整し、改善すべき点は改善してもらいたい。福島学園に入所している、少しつまづいたり少し手に負えないような児童でも、大事な教育は受けてよいはずである。そこは検討だけでなく速やかに結論を出すよう願うが、ずっと協議している状態なのか。

児童家庭課長

学校教育法においては市町村に設置義務があるとされているが、強要することはできないため、お願いする形で須賀川市と話をしている状況である。県としても、1日も早く正式な教育を提供できるよう、現在話を進めている。

荒秀一委員

よろしく願う。福祉公安委員会県内調査で我々委員も実際に見て共有した課題だと思うため、ぜひとも子供たちのために県や市が速やかに結論を出して改善するよう、委員会としての執行部への働きかけを求めている。

長尾トモ子委員

荒委員の質問に関連するが、子供たちの教育は本当に大事であるので、速やかに

取り組むよう願う。

また、調査時に見た福島学園の寮が昭和20年代のような居室環境であったため、生活空間は変えてあげたいと思った。本県が本当に子供を大事にするのであれば、各家庭の子供と同様、児童養護施設等の入所児童も大事である。太陽の国関連の施設は随分改善されていたはずであり、入所児童のためにも予算を計上してもらいたいので、委員長からよろしく願う。

安部泰男委員長

今ほど荒委員と長尾委員からそれぞれ執行部に対して特段の対応を願うとの発言があったが、委員会の総意として執行部に求めていくとのことで異議ないか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

安部泰男委員長

異議ないと認める。なお、どのような形で執行部に求めていくかは副委員長と相談しながら進めていきたいと思うため、承知願う。

ほかにあるか。

鈴木優樹委員

県議会議員当選後に初めて行った一般質問時に、総合療育センターについて取り上げた。そのとき初めて同センターの役割を知り、現場を訪問して当時の武田所長から様々な話を聞いた。先日の県内調査でも視察して改めて思ったが、非常にニーズがある一方、ソフトとハードの問題がある。ソフトの部分は医師確保の問題なのですぐにはどうしようもできないと思うが、ハードの部分は施設が大変古いことであり、その辺りの現状を聞く。

児童家庭課長

建物は古いように見えるが設置から36年程度であり、建て替えの目安は50年との基準がある。福島学園の入所施設も築後約40年である。外壁など老朽化している部分が様々あるとの話は聞いているが、特に総合療育センターは敷地が狭隘で同場所への建て替えがなかなか困難と推察され、加えて郡山支援学校と一体型の施設でもあることから、建て替える場合は機能的な部分も含めて見直す必要があると考えている。現在、今後に向けた対応について議論を行っている。

鈴木優樹委員

もう少し活発に議論を行うよう願う。また、県内調査時も少し述べたが、総合療

育センターでは郡山市歯科医師会が協力して歯科診療も行っており、ある歯科医師から「総合療育センターの歯科診療台を見たことがあるか、本当にぼろぼろなんだ。議員ならしっかり見てくるように」との指摘があった。まだ見てはいないが、そのぐらい劣化が激しいようである。もちろん執行部の職員も総合療育センターの現場を確認していると思うが、現場の実情を把握することも大事だと思うので、よろしく願う。

安部泰男委員長

今の質問に関連して聞く。例えば築36年で耐用年数に達していない場合、新築は無理にしても外装や内装のリフォームは検討しているのか。

児童家庭課長

現在外壁補修の工事を行っており、必要に応じた改修は行っているが、老朽化が著しく必要な機能を確保できない状況なのか、現存の建物の大規模改修で済むのかなども含めてこれから検討していく必要があると考えている。

鈴木優樹委員

これは現場の誰かが述べたわけではなく私を感じたことだが、現場がこれだけ望んで求めているのに県庁はそうではないようで、温度差があるのではないか。なるべく県庁にいる職員が現場に寄り添い様々なコミュニケーションを取ることも大事だと思うため、ぜひともよろしく願う。

安部泰男委員長

先ほどの医療人材の確保・育成について聞く。小中学生も対象として取り組む旨の答弁があったが、介護人材についても2025年問題を控えており、高校生ぐらいから様々な取組を行っていると思う。小中学生についても体験等の機会を設けるような取組は行っているのか。

社会福祉課長

介護人材の確保について、例えば、普通科に福祉コースを設けている会津西陵高校や勿来高校において、介護福祉士養成施設職員等を講師とした特別講座や職場見学会などを昨年度から実施している。また、今年度は新たに小中学生の保護者を対象としたイベントを県内4か所で行う予定であり、今後も若い世代への取組を進めていきたいと考えている。

安部泰男委員長

介護福祉士を育てる学校の先生から聞いた話だが、最近は核家族化が進み、祖父母の亡くなった姿を見たことがない若者が多いようである。したがって当然、介護や介助の場面を見る経験もないと思われるため、医療人材の確保・育成と同様に、小中学生のうちから介護について学べるカリキュラムの作成等について教育委員会としっかり連携しながら取り組む必要性をその先生は述べていた。私もそのとおりだと思うため、ぜひ検討するようよろしく願う。

ほかにはないか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

安部泰男委員長

なければ、以上で一般的事項に対する質問を終結する。

これをもって、保健福祉部の審査を終わる。

執行部退席のため、暫時休憩する。

各委員は暫時そのままお待ち願う。

(午後 1時52分 休憩)

(午後 1時53分 開議)

安部泰男委員長

再開する。

本委員会に付託された議員提出議案3件を一括議題とし、審査及び方向づけを行う。

議員提出議案の件名のみ書記に朗読させる。

(書記朗読)

安部泰男委員長

初めに、議員提出議案第197号について、各委員の意見を聞く。

鈴木優樹委員

否決の方向で願う。

荒秀一委員

否決の方向で願う。

安部泰男委員長

議員提出議案第197号については、否決の方向として異議ないか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

安部泰男委員長

異議ないと認め、そのようにする。

次に、議員提出議案第198号について、各委員の意見を聞く。

鈴木優樹委員

否決の方向で願う。

荒秀一委員

否決の方向で願う。

安部泰男委員長

議員提出議案第198号については、否決の方向として異議ないか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

安部泰男委員長

異議ないと認め、そのようにする。

次に、議員提出議案第199号について、各委員の意見を聞く。

鈴木優樹委員

可決の方向で願う。

荒秀一委員

可決の方向で願う。

安部泰男委員長

議員提出議案第199号については、可決の方向として異議ないか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

安部泰男委員長

異議ないと認め、そのようにする。

以上で、議員提出議案の審査を終わる。

次に、請願の審査に入る。

請願調書の件名のみ、書記に朗読させる。

(書記朗読)

安部泰男委員長

初めに、請願155号については、さきに審査した議員提出議案第197号に関連していることから、不採択の方向として異議ないか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

安部泰男委員長

異議ないと認め、そのようにする。

次に、請願156号については、さきに審査した議員提出議案第198号に関連していることから、不採択の方向として異議ないか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

安部泰男委員長

異議ないと認め、そのようにする。

以上で、請願の審査を終わる。

なお、採決は7月4日に行う。

本日は、以上で委員会を終わる。

明6月30日は、午前11時より委員会を開く。

審査日程は、警察本部及び病院局の審査である。

これをもって散会する。

(午後 1時58分 散会)